

## 【委員会記録】

杉本委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(11時40分)

これより、県民環境部関係の審査を行います。

まず、委員会説明資料に基づき、重点施策の実施状況等について説明願うとともに、この際、特に報告すべき事項があれば、これを受けるといたします。

松井県民環境部長

お手元の平成22年度決算普通会計決算認定特別委員会説明資料に基づきまして、御説明申し上げます。

1ページをごらんください。

平成22年度に実施いたしました県民環境部の主要施策の成果の概要について17項目を掲げております。

第1点目は、県民との協働事業の推進についてであります。

県庁コールセンターの運用、県民相談、eモニター、パブリックコメントなど、各種広聴事業の推進を図りました。

また、とくしまパートナーシップの推進に向け、各種の支援事業を行うとともに、官民協働の展開に向けたモデル創出事業を行うなど、県民との協働事業の推進を図っております。

第2点目は、男女共同参画社会づくりの推進についてであります。

徳島県男女共同参画基本計画に基づく各種施策の推進、啓発事業の実施により、県民意識の高揚を図るとともに、ときわプラザ(男女共同参画交流センターフレアとくしま)におきまして、県民、企業などと協働し、フレアとくしま100講座開催事業を実施しました。

さらに、配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画に基づき、DV防止対策を推進しました。

第3点目は、青少年対策の推進についてであります。

青少年の健全育成や非行防止活動の推進のほか、PFI事業の導入により、県民への総合サービス拠点として再編・整備したとくぎんトモニプラザについて、青少年活動の拠点として魅力ある管理・運営を行いました。

第4点目は、統計調査の実施についてであります。

行政諸施策の基礎資料を得るため、国勢調査を実施したほか、労働力調査などの各種統計調査を実施しました。

また、統計大会開催など、統計の普及啓発や統計情報の利用促進を図りました。

第5点目は、文化の振興についてであります。

徳島ならではの文化をさらに振興するとともに、県民の幅広い分野の文化活動を促進するため、県民文化祭を開催しました。

また、文化立県とくしま推進会議と連携してあわ文化を全国に発信するとともに、担い手となる人材の育成を図ったところであります。

2ページをお開きください。

第6点目は、スポーツの普及振興についてであります。

本県の競技力の着実な向上や高い競技水準の定着を図るため、一貫指導システムの構築や、専門的知

識と技術を備えた指導者の養成などのほか、選手に対する医・科学面からのサポートを実施しました。

また、徳島県スポーツ振興基本計画に基づき、指導者の養成や機能強化を図り、総合型地域スポーツクラブの普及に努めるとともに、県民参加型のスポーツイベントを開催し、幅広いスポーツ活動を促進しました。

第7点目は、基礎自治体づくりの推進についてであります。

新たな政策課題への挑戦や財政健全化、権限移譲の受け入れなどに取り組む、頑張る市町村や合併市町村のまちづくりを支援しました。

第8点目は、個性豊かな地域づくりの推進についてであります。

過疎地域の振興を図るため、住民生活に密着した過疎対策事業の円滑な推進に努めました。

また、移住・交流を促進するとともに、地域の個性を生かした魅力ある地域づくりを支援しました。

第9点目は、地域情報化の推進についてであります。

e-とくしま推進プランを着実に推進するとともに、情報通信基盤の整備促進に努めました。

また、県と市町村によるシステムの共同利活用等により電子自治体の構築を推進しました。

第10点目は、総合的な環境施策の推進についてであります。

環境首都とくしまの実現を目指し、環境首都とくしま憲章の普及を進めるほか、環境首都とくしま創造センターにおいて、環境学習・教育の総合的サポートや各種環境施策の推進、多様な環境活動を一元的に支援しました。

第11点目は、地球温暖化対策の推進についてであります。

低炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策推進計画により、本県の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進しました。

また、地域グリーンニューディール基金の活用により、地球温暖化対策を推進し、本県経済の振興・発展や雇用の創出を図りました。

3ページをごらんください。

第12点目は、人と自然との共生の推進についてであります。

自然公園等の施設整備に努めたほか、徳島県版レッドデータブックのレッドリスト改訂作業に着手し、鳥類の分野において作業を完了するなど、徳島県希少野生生物の保護施策の推進を図るとともに、鳥獣保護思想の普及啓発や適正な狩猟対策を推進しました。

第13点目は、環境影響評価の推進についてであります。

開発行為等の実施に際し、環境影響評価の審査及び指導を行い、生活環境や自然環境の保全に努めました。

第14点目は、循環型社会形成の推進についてであります。

廃棄物の発生抑制や、資源の循環的な利用を基調とする循環型社会の形成を目指し、環境関連産業の創出等に向けた取り組みなどを推進しました。

第15点目は、産業廃棄物処理対策の推進についてであります。

不法投棄等を防止するため、監視、指導や処理業者等に対する定期的な立入調査を実施し、産業廃棄物

の適正処理を推進したほか、PCB廃棄物の早期処理推進を図りました。

さらに、本県独自の優良産業廃棄物処理業者認定制度により、優良な処理業者の育成を図りました。

第 16 点目は、一般廃棄物処理対策の推進についてであります。

徳島県廃棄物処理計画に基づき、ごみの減量化・再使用・再生利用及び適正処理を推進し、循環型社会の形成を図りました。

また、生活排水対策として、市町村が行う浄化槽の整備に対する支援や適正な維持管理の啓発など、生活環境の保全に努めました。

最後の第 17 点目は、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染等対策の推進についてであります。

大気、水質等の環境監視及び工場・事業場への立入調査等を実施し、発生源に対する指導等を行いました。

また、化学物質の適切管理の促進、汚染土壌の拡散防止対策、アスベスト飛散防止対策等に取り組み、環境汚染の未然防止に努めました。

以上が、県民環境部における平成 22 年度の主要施策の成果の概要でございます。

次に、4 ページをお開きください。

県民環境部の主要事業の内容及び成果についてでございます。

ここから 9 ページにかけまして、県民との協働事業の推進を初め 50 事業に係る事業内容及び成果、決算額について記載しておりますが、説明については省略させていただきます。

10 ページをお開きください。

歳入歳出決算額についてであります。

まず、一般会計決算額でございますが、歳入決算額の合計は、下段の計欄に記載のとおり、予算現額 41 億 7,701 万 5,000 円に対しまして、調定額は 39 億 6,217 万 9,032 円、収入済額は 39 億 3,433 万 5,939 円となっております。

また、不納欠損額は 2,663 万 1,764 円、収入未済額は 121 万 1,329 円となっております。

11 ページをごらんください。

一般会計歳出決算額についてであります。歳出決算額の合計は、下段の計欄に記載のとおり、予算現額 92 億 8,412 万 550 円に対しまして、支出済額は 88 億 1,024 万 7,640 円となっております。

また、翌年度繰越額は 2 億 1,869 万円、不用額は 2 億 5,518 万 2,910 円となっております。

12 ページをお開きください。

最後に、当部で所管する市町村振興資金貸付金特別会計についてでございます。

歳入決算額につきましては、予算現額 29 億 1,781 万 4,000 円に対しまして、調定額及び収入済額は 47 億 8,122 万 4,789 円となっております。

また、歳出決算額につきましては、予算現額 29 億 1,781 万 4,000 円に対しまして、支出済額は 15 億 994 万 2,479 円、不用額は 14 億 787 万 1,521 円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審査をお願い申し上げます。

杉本委員長

午食のため休憩いたします。(11時51分)

杉本委員長

休憩前に引き続き委員会を再開します。(13時04分)

それでは、質疑をどうぞ。

児島委員

多くはないんですが1点だけ。

先般、県議会のスポーツ振興議員連盟の研修会でも、今後の対策について研修を受けたわけですが、ここにもありますように、これがすべてではないんですが、山口国体において、残念ながら全国最下位ということで、完敗等もございました。

これから、徳島県の高校、もちろん一般も含めて、あらゆるスポーツ界が競技力向上に努め、そしてまた、国体の成績が、せめて従来のに戻るように努力をしていかななくてはならないところでございますが、この今回の国体の成績を受けて、担当としてどういう受けとめ方をしたのか、そしてまた、競技力の向上に向けて、県としてどのような形で取り組んでいくのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

丸岡県民スポーツ課長

去る10月1日から11日間にわたり、山口県で開催されました第66回国民体育大会おいでませ山口国体が先日閉幕いたしました。本県選手団は、健闘むなしく男女総合成績47位という残念な結果となってしまいました。今後は、すべての競技団体が今回の結果についての総括をしっかりと行うとともに、原点に立ち返り課題克服に向けて、高い目標意識を持って競技力向上に取り組むことはもちろんのこと、県においては、今までの競技力向上事業の三本柱、競技スポーツ重点強化対策事業、競技力向上スポーツ指定校ステップアップ事業、徳島育ち競技力向上プロジェクトに加え、ことし新たに創設したスポーツ王国とくしま推進基金により、強化策を一層充実させるとともに、それぞれの事業団体が今まで以上に事業の特長を生かし、相互の連携を密にして競技力向上に取り組むことといたしております。

今後とも、とにかく四国ブロック大会を突破しなければいけないと思いますので、そこまでの競技力向上が図れるように、しっかりと競技団体とともに取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

児島委員

早速そういった形で、今後の対策については、早急に取り組んでいただいております。

確かに今回の大会を分析いたしましても、おかげで一般につきましては各地元の企業さん等のお力添えをいただいて、そういった点でかなり順位を上げているところもあるわけですが、やはり基礎となり課題であります高校生とか、そういった選手の基礎となる点が、今までの指定校とかいろんな形をとっていただいておりますが、やはり今までのままでは、なかなかそういった国体、全国大会へ進出して、上位には入れないというような、まさしく強化環境にあるわけがあります。

今、御提示をいただきましたような、徹底した、そういった県挙げての支援、人的な支援、そしてまた、強化については、確かにお金もかかることでございますので、企業を含めた応援についても働きかけをしていただいて、上位に向けての対策を強力に取り組んでいただきたいとお願いをいたしておきたいところでございます。

何分、極端に最下位ということでございましたので、県民のスポーツに携わる皆さんからは、やはり人的なものとか強化のそういった対策については、県に対してもこれからますます出てこようかと思っておりますので、そういった意見も取り上げていただいて、重ねてになります。今後の取り組みをよろしくお願い申し上げます、これについては終えたいと思います。

以上でございます。

#### 来代委員

ちょっときのうは、すごくやり過ぎたけん、きょうは静かに優しい質問でいきますんで、お願いしたいと思うんですが、きょう部長からお聞きしたら、方針としては第8番目には豊かな地域づくりの推進と書かれてますし、12番には人と自然との共生の推進とも書かれておりますね。

これは、人と自然の共生も大事やけども、特色ある過疎対策も入れた豊かな地域づくりとある。これは課長同士とか部同士で話し合いはしとんですかね。独自で仕事をやり過ぎて偏ってしまったとかいうことはないんですか。

#### 相田地方主権推進課長

私のほうで過疎対策を所管しておりますので、過疎対策についてでございますけれども、過疎対策につきましては、各分野にわたりましていろいろな対策が必要となっております。

(「だから、自然の共生の課長と話しせんのかって」と言う者あり)

過疎対策の中で、さまざまな対策に取り組んでおりまして、関係各部署の対策を盛り込んだ形で、過疎計画というのを設けておりまして、その中で、自然の共生といった点についても取り組んでいるところでございます。

#### 来代委員

話はしとらんでしょうが。きのうは、厳しくやったけど、きょうは優しくいくけん。話し合いをしてないからな、自然の共生のほうへ力を入れ過ぎて、猿、イノシシ、シカ、時にはクマ、野犬、こういうのがふえ過ぎて、そしてその集落では人が減って減って減ってしまっ。今では、じいちゃんとかばあちゃんの家だったら、寒いから家へ帰ったら、こたつの中に猿が5匹ぐらい入っ。もう既に町なかにもシカが出たって言うもったけども、もうゴルフ場周辺ではイノシシがしょっちゅう走って、そのイノシシが逃げんようになってきた。

これは、逆に言うたら自然との共生で、この中にありますわね、自然共生で余りにもそういう自然保護、動物を大事にし過ぎて人間を忘れたんじゃないんですか。その自然と共生の課長さん。

#### 岩野自然環境課長

自然との共生の事業につきましてでございますけれども、あくまでも、人の生活が中心的な課題になることに重点を置いております。

(「人間が大事なんじゃないの」と言う者あり)

最近、剣山地域で人間とほぼ関係のないところで被害もふえてまいりました。そういうことで、バランスを持って対策を実施してまいりたいと考えております。

#### 来代委員

そやからね、これからは動物、動物とかいうんじゃないしに、その動物も多過ぎたら人が困るんだから、動物のほうもええけども、やっぱり人間に被害を及ぼすような動物、猿であろうが、イノシシであろうが、ハクビシンであろうが、そんなものどンドン殺して退治してもええというぐらいの強い気持ちを持つとっていただきたいんです。それでないと人間が住めませんよ。

そこでお伺いしたいんですが、この過疎地を過ぎて限界集落という言葉が出てきたんです。限界集落が普通になってきた。今、この過疎地って呼びますけども、この限界集落というのが徳島県でも、だんだんイノシシや猿が広がると同時に限界集落といわれる地域が広がっていった。このままいきますと、限界集落は県内でどんな状況になっていくんですか。この数字を教えてくださいませんか。

#### 相田地方主権推進課長

ただいま、限界集落の状況についての御質問でございます。

いわゆる限界集落につきましては、65歳以上の高齢者の方が半分以上を占める集落ということで扱わせていただいておりますけれども、その状況につきましては、徳島県で過疎地域の中での集落が全部で1,708ございます。そのうち、徳島県の限界集落が606ということでございまして、これは平成22年4月現在の数字でございます。その割合は35.5%という状況でございます。

#### 来代委員

そしたら、今は606ですわね。でも、これはだんだんふえていきますわね、早く対策せんと。例えば、池田町でも、歩いていきよったら、4軒に1軒が空き家なんですよ。町なかでですよ。銀座と名のつく所で空き家なんですよ。名前だけ銀座やけども、もう山の集落は限界集落以上なんです。この状況でいくと、この徳島県の空き家率っていうのはどれぐらい進んでいくのか。あるいは、限界を乗り越えて消滅集落というのが出てくるわね当然。その消滅集落というのは、近い将来どんな見込みになっとんんですか。

#### 相田地方主権推進課長

空き家と消滅集落についての御質問でございます。

まず、空き家の状況でございますが、県全体を悉皆的に調査したものがございませんけども、今現在、過疎地域のいわゆる限界集落の対策を検討する中で、過疎地域の集落のアンケート調査を実施しておりますのでございます。

その中で、今回、県の東部圏域、それから西部圏域の9つの市町村の集落代表者に対しまして、さまざまな現状、課題等のアンケート調査を行っておるところでございますが、その中で、集落内の空き家の状況のアンケート調査を行っております。約1,500名の方にアンケート調査をしております、そのうち8割の方から回答をいただいております。その回答によりますと、全体の集落の中で約7割の集落に空き家があるというようなお答えをいただいております。その集落代表者が把握されておる空き家の戸数を伺っておりますけれども、その全体を集計いたしますと、約3,100戸という数字が、これは東部と西部の市町村でございますけれども、上がっておるところでございます。

あと消滅集落でございますけれども、平成22年の4月時点で、総務省のほうが過疎地域の調査をしております、その調査によりますと、市町村の担当者の予測という状況でございますけれども、徳島県で消滅が予想される集落が147あるという状況でございます。

#### 来代委員

せっかく県民環境部では個性豊かな地域づくり、あるいは基礎自治体づくりの推進って物すごく格好いいこと書いていただいておりますけれども、この対策っていうのが全然できてないから今のような数字になるわけでしょう。そうすると、ここに書いておられる個性豊かな地域づくりの推進、基礎自治体づくりの推進、こういった項目は、部長も今5番目、8番目から発表してくれましたけれども、これかけ声だけですか、それとも、ちょっとは対策して役立ったことはあるんですか。今までは役立たなかったから、今後きちんとした対策に取り組んでいただけるんですか。ちょっと教えてくださいませんか。

#### 床桜地域振興総局長

いわゆる限界集落についての来代委員からの御質問でございます。

県下で606の限界集落があるということでございますけれども、そのうちの約4分の1が実は三好市になっておりまして、まさにその現場を歩かれている来代委員のお言葉、御指摘っていうのは大変重いものがあると考えております。

限界集落いわゆる過疎対策につきましては、数次にわたる過疎法に基づいた、いろんな取り組みをやってまいりました。

ただ一方では、やはりこれは全国の1つの大きな傾向でございますけれども、過去50年間の人口を見た場合に、全国では3割はふえているんです。ただし、一方では過疎のほうは約4割減っているんです。まさに東京を初めとした都市部への一極集中というのが、過去半世紀間の傾向でなかったかと思っております。我々はいろんな施策も活用しながら、取り組んでまいりました。しかし、今の現状としてはさらに限界集落の状況っていうのはより厳しい状況になっていると思っております。

したがって、まさに今できること、それをいろんな形でやっていくということで、今、いろんな方に入っていただいた検討委員会で具体的な策をつくっておるところでございます。これを絵にかいたもちに終わらせないということの中で、1つでも2つでも成功事例をつくっていきたく、このように考えておるところでございますので御理解をいただければと思います。

#### 来代委員

これは決算委員会なんですよ。決算委員会だから、いろんな税収とか県庁のお金がなきゃやっていけん、ある金の中でやらないかんけども、できるだけ資金をふやさないかん。あなた方がこういう過疎地域、あるいは限界集落で生活できるようにして、子供も生まれて、そして働く場所をつくれれば当然人も住めるし、便利になるし、限界集落という言葉もなくなってくる。この決算委員会でも未収や税収減やいうこの原因は、やっぱりこの行政の対応のおくれというものが一番大きな原因なんです。それだけに、1年、2年だけの検討委員会、1回だけの検討委員会じゃなくて、長期将来にわたってどうやってやっていくかという大きな基本っていうのが欠けているような気がするんですよ。

そういう意味で、この限界集落あるいは過疎地、税収減、これを克服するために子供をふやすために、もちろん公共事業もふやさないかんし、あるいはいろんな施策をやらないかんと思いますけども、一番大事なものを3つ4つ挙げて、これは取り組みます、1年じゃなくて2年、3年やりますというような計画を教えてくださいませんか。それとも計画はないんですか。

#### 床桜地域振興総局長

まずは、過疎地域全体の計画につきましては、昨年度、振興計画というのをつくり、今の現行過疎法の範囲内の期間でしっかりやっていくと。それはいろんな基盤の問題でありますとか、ソフト事業も入っておりますけど、これをやらせていただこうと思っております。

同時に、やはり限界集落ということに関して、徳島県は35%と申し上げましたけれども、全国は15%です。つまり、各県別はございませんが、徳島県は非常に高い率になっております。

我々は、この状況っていうのは、必ず近い将来、全国でもそういう状況になると思っておりますし、これは国としても、ある意味、一国二制度的な制度も、もっとしっかりつくっていただきたいなというふうに考えておりますし、今、県としてできること、1つは鳥獣害の話もございましたけれども、限界集落の代表者に聞いても、今、一番困っていることは何かといった中では、そうした鳥獣害の問題でありますとか、耕作放棄地の問題ということも提起をされております。また、買い物に行くにしても、病院に行くにしても足がないと、そういうふうなことも言われておりますし、一方では逆に空き家というものをうまく活用すれば、今、三好のほうで展開されておりますけれども、都市部からの交流も図れるんでないだろうか、そういうふうな声もいただいております。そうした個別具体の施策について、できるものからしっかりやっていくというスタンスでやっていきたい。また、それに必要な予算についても、当局に対して要求をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

#### 来代委員

だからね、その空き家にしたって、空き家ということは持ち主がおらんわけですよ。そうすると、それを宣伝するって、やっぱりこれは山間部の空気のいい、土地もついていますよ、畑もありますよ、何でもありますよ。ただ、猿やイノシシが来るかもわかりませんが、それも友達にすればいいですよとは言わなくても、そういういいとこを安くする宣伝っていうものを全国に県が中心になって発信していただかなければ、空き家だって勝手に都会の人が来て住むわけにはいかんわけですよ。だから、空き家の持ち主の皆さんから白紙委任状で、こういうふうに借りて使っていていいですか、これはこうでいいですねと、すべて了解をとって、それがき



ちんと生かせるような方策っていうのを県民環境部だけでできなければ、当然ほかの部とも相談して全庁的な1つの取り組みとしてやっていただかないと、ただここで聞いていても、また来年同じことを言っとるかもわからんでしょ。だから、来年同じような質問がないように、きちんとした県庁横断的な組織っていうものでやっていくわけにはいかんのですか。

床桜地域振興総局長

今、空き家のことを例に御指摘をいただきました。

まず、空き家の対策につきましては、これは限界集落対策として大きな柱の課題であるというふうに考えておりますし、空き家にもいろいろ状況がございまして、できるならば空き家になるまでの準空き家といいましょうか、月に1回でも活用されているものであれば、比較的他の方にあっせんをすることによって、使いやすいというような実態もございます。

それと一方で、県外から移住されてる方、最近では約70名程度が移住されておるんですけども、やはり中山間地域に移り住む場合の一番の課題としては住む場所というふうに聞いております。したがって、まずはそういう空き家の活用状況をしっかりと洗い出し、またネットワーク化して情報提供していくと、そういう仕組みづくりをやっていく必要があるのかなと、このように考えております。

もう一つ大きな御指摘をいただきました。これは限界集落対策というのは私ども地域振興総局だけでは答えが出ません。したがって、今、副知事をキャップとした集落再生部会というものをつくって、県庁各課と連携をとりながら施策を練り上げていっている、そういう状況でございます。ぜひとも御理解をいただければと思います。

来代委員

ちょっと理解できんところがあるんですけどね。だから、結果的にいうてね、例えば、にし阿波観光圏っていう、これは知事が二言目に使ってくれますよね。我々も信じてますけども。その中に、こういった空き家に居住していただく、夏の間だけでも。あるいは冬の間だけでもいろいろあるとか、そういう観光としても、もっと使っていただけるかなと思うたらそれも全然入ってない。だから、今、総局長のお話の中に、その観光圏の中に商工労働部と話してきちんと入れるとか、そういった具体的な話は出てこんのですか。

床桜地域振興総局長

今、にし阿波観光圏ということでお話をいただきました。

1つ例を挙げるならば、祖谷のほうでNPOが運営されております「ちいおり」というような古民家を再生して、見た目はまさに古民家ですけども、中は非常に近代的な滞在型の古民家の活用といったことを展開されておりますし、また少し形は変わるんですけども、今、都市部のほうで、今回の大震災を契機に、東京で住むよりは地方のほうでより安全・安心なところで住みたいと、そこでまた働きたいというような意向もございまして、今、サテライトオフィス事業といったことも展開しております。その中で、そうした空き家を活用していきたいと。ぜひ、そうした情報もいただきたいというふうなお話もいただいておりますので、そうした具体的な事例につきましても、今回のプロジェクトには盛り込んでいきたいと、このように考えております。

#### 来代委員

そのほかにまだ、ラフティングなんかでも1万人、2万人、3万人と来よんですよ。この人たちも今、泊まる旅館もない、ホテルもない。テント張って寝ておる方もようけおられる。そういう方に安くこの空き家を提供する方法とかも、当然、考えていただきたい。

同時に、今度はちょっと文句になるんですけども、この空き家がふえた理由に、市町村課の課長さん、いいですか、よく考えてくださいよ。税金というのは、前の年の収入にかかるものですわな、大体、普通は。あるいは、その持つとるものの評価に対して税金がかかるものでしょう。ところが、土地とか家の評価はだんだん下がって、価値はだんだんなくなっていく。固定資産はどんどんどんどん上がっていく。これはやっぱり固定資産税をかけるほうとしては、余りにもひどい仕打ち。その税金が高いから、町に住めなくなって出ていった。私は5人から6人聞いてます。この固定資産税が高いから、もう娘のとこ行く、もうここには住めん。そういうふう空き家がふえ過ぎる原因は行政の怠慢、行政の弱い者いじめがあると思うんですが、その固定資産税も踏まえて、余りにもひどい税金のかけ方に対して、この市町村のすべてを取り仕切るあなた方としては、もう少し住民サイドの指導っていうのはできんですか。

#### 小笠市町村課長

固定資産税のお話でございますけれども、まず、固定資産税は地方税法の中で税率が1.4%というふうに決まっております。

(「評価が下がるとんぞ。評価に対しての税金でなかったらいかん」と言う者あり)

そうです。おっしゃるとおりでございます。

それで、評価でございますけれども、平成6年の評価がえにおきまして、当時平成6年までは、自治体間で大きなばらつきがございました。それと、税ということで、国税である相続税評価額、あるいは当時の国土庁が実施しておりました地価公示価格、そういったものとのバランスがとれていないということで、平成6年の評価がえにおきまして、この地価公示価格の7割を固定資産税の評価額とするという決定が総務省、当時の自治省においてなされたわけでございます。

ただ、いきなり評価額イコール課税標準額としてしまうと、数倍あるいは数十倍というふうな税額の負担を住民の方に御負担いただくという事態になるため、これを徐々に上げていくということで、負担調整措置というのが設けられました。これが平成6年でございますので、それがいまだに平成23年になりましても、この評価額に追いついていないところについては、残っておるということでございます。ちなみに、23年度でこの負担調整措置が残っているのが15.9%、全体の面積でございますけれども、そこについては、この負担調整措置によって、毎年税額が一定の率によって上がっていくということになってございます。

それで、一方、ちょっと話が長くなって恐縮なんですけども、負担調整措置がなくなってる土地でございます。それと今、来代委員からお話ございましたけれども、地価が下がっているという土地でございます。地価が下がっている土地の評価につきましては、固定資産税そのものについては3年に1回の評価がえのときに評価を見直すということになっておりますけれども、毎年毎年これだけ地価が下がっている現状を踏まえて、これは市町村長の判断になりますけれども、下落修正ということを行うことができることになってございます。

現に多くの市町村において、この下落修正を行っているという状況下でございます。ただ、冒頭申しました負担調整が残っている土地については、毎年税額がふえる形で御負担いただくということでございます。御理解いただけたらと思います。

来代委員

理解できんから質問しよんですよ。もうきのうみたいに大きい声で言いたくないけんね、軽く言うんで、いいですか。

税金が高いとき、収入があるときに税金かけられたのは納得できるんです。これだけ土地の値打ちがなくなって、買い手もないときに、じゃあ前に上げてなかったから今上げる。それは行政の怠慢じゃ。高いときに上げておけばよかった。それを上げてなかったから、今取ります。これで納得できますか。だったら、先上げておいたらよかった。取れんかったのは、県税でもそうじゃないですか。家賃でも。さっき、言っていました、5年間たったら時効や。こんなもん上げんかったら、平成6年から、もう今23年ですよ。17年前や。殺人犯でも15年で時効だったときがあるじゃないですか。

そういうことを住民サイドに立って、あなた方がきちんと市町村に、こうすることで、きちんと住民が住めるようなことしましょうという行政指導はすべきなんですよ。それぐらい住民サイドに立った行政が県はできるのですか。

小笠市町村課長

先生おっしゃるとおり、固定資産税っていうのは資産課税ということで、資産に対して課税するというので、所得があるなしに関係なく課税をされるということで、重税感があるっていうのは間違いない事実だろうと思っております。

それから、税の種類としては、所得に課税する、資産に課税する、また商品に課税すると、そういった課税のスタイルを組み合わせることによって、それで市町村の税収を確保するというふうな仕組みになっているかと思っております。その固定資産税につきましては、適正な地価ということで、先ほど申しました地価公示価格の7割の評価をすることが基本になってございます。

一方で、繰り返しになりますけれども、先ほどの下落した時点については、下落修正をするということになっておりますので、この下落修正が可能なところにつきましては、最大限この制度を活用して、下落修正による評価を行うようにということで、3年に1回の評価を待つことなく、毎年行うようにということで市町村に要請しているところでございます。

来代委員

だから、それを早急に、下落修正をすべきだということを部長ね、やっぱり知事名か部長名できちんと指導してあげないと、これは市町村が赤字が出たからいうとどんどん上げとったら、結果的にこれが過疎に拍車をかけ、限界集落になり、消滅集落になるんですよ。その土地は、皆さん自分のすばらしい金とか貯金で買ったんじゃない。じいちゃんがしとった、ばあちゃんがしとった、父さんがしとった、母さんがしとった、だから私たちもこの土地を何とか守ろうと思って今まで涙ながらに頑張ってきた。それがもう守れなくなった。年金が

減って、公共工事が減って、収入が減る。今、生活するのにやっとなで、できたものは鳥獣被害に遭って猿に荒らされ、イノシシに荒らされ、カラスに荒らされ、何とか生活をしとる人に、親の代からもらった、たまたま持った土地に税金かけて金払えと。これは、もうその土地離れて逃げていけ、どっかほかで住んでくれって言よんと同じなんですよ。

だから、皆さんは行政の都合を見る前に、まず、県民の生活の都合っていうのを考えるから、ここは県民環境部というんじゃないんですか。松井部長さんどう思いますか、教えてくださいよ。

松井県民環境部長

固定資産税のお話なんですけれども、やはり全般につきまして、まずは住民の方、県民の方に十分御理解をいただいて納めていただくというのが、当然基本でございます。そういう中で、やはり税ですから制度面、また執行面でいかに信頼性を得るかということが一番重要だというふうに私ども考えております。

そういうことから、市町村に対しましても、今ある制度について十分周知徹底をするとともに、やはり住民サイドに立った執行面での取り扱いもやっていけるように、県と市町村が協力をしながらやっていきたいと考えております。

来代委員

よろしく願いますよ。もう、きのうみたいにぎゃんぎゃん言わんで済むけんね。ありがとうございます。

それともう一つだけ。全部で何ぼ使うとんかいな、2億9,500万も使うとる、この男女共同参画社会づくり。これだけ金を使って、ほんまに成果があったんですか。何やっとなんですか、教えてくださいませんか。

岡田男女参画青少年課長

今、来代委員さんのほうから22年度支出済みの2億9,499万、これについての成果等の御質問をいただいたところでございます。

男女参画青少年課のこの支出済額につきましては、2億9,400万のうち、男女共同参画、これに係る施策の分については約5,100万。残りの2億4,300万が青少年健全育成に係る経費という……（「青少年健全育成」と言う者あり）その青少年健全育成につきましては、主が青少年センター、とくぎんトモニプラザ、今、PFIで事業を運営しておるんですけども、これの指定管理料というふうな形になってございます。

それで、男女共同参画についての成果というお話でございますけれども、まず、平成18年11月に男女共同参画交流センターというものを立ち上げまして、今まで約3年間運用している中で、利用者が20万人といった形でにぎわいを見せておるところでございます。

それから、県行政の政策決定の場に女性の方がどんどん参画できるようにということで、県の審議会等への女性委員の登用については3年連続全国1位といったような成果を見ておるところでございます。

今後につきましても、こういった男女共同参画、これは県政の重要課題ということで進めておるところでございますので、また委員ともども、また御指導なりをいただけたらと思っております。

来代委員

せっかくこれだけの金かけて、成果があったって、男女共同参画やっていうたって、この部屋の中には、女の人は3人しかおらんでしょう。ほなから、あんまり大きな成果も上がっておるように見えん。

私がここで期待したいのが、こういった中で、男がどういう家事をしようが育児しようが、女性が社会で働こうが、それはそのとき、そこに任しますけども、こういって、どうすれば人口減が克服できるのかというようなテーマで、昔どっかの大臣が女性を侮辱したような言葉を言うたけど、こっちは違うんですよ。男がどうあり、社会がどうあり、どうやってすればこの人口減が克服できるのかというようなテーマでの研究成果っていうんか、過疎地域とか限界集落と言われることがないような時代が来るような研究っていうんか、勉強会っていうんか、討論会っていうんか、それによって成果につなげていけるのですか。

岡田男女参画青少年課長

今委員さんがおっしゃられます、人口増につながるということで、一番はやっぱり少子化対策ということが1つの大きな視点でなかろうかというふうに考えております。男女共同参画の中での少子化の視点ということで、とにかくワーク・ライフ・バランスといいますか、女性の方の社会参加が、過去よりも非常にどんどんふえてきていると。どうしても、仕事と家庭の両立と、これは男性に限って、女性に限っての話ではないんですけども、そうした仕事と家庭の両立、そういったことの視点で、これについては女性だけでなしに男性も含めたそういったワークライフバランスを十分勉強する講座の開催でございますとか、商工団体、そういったところを通じまして企業さんへの働きかけ、そういったことを今までやってきたと。

それで、まだまだ十分でないというふうな御意見もあろうかと思っておりますけれども、今後につきましても、まずはそういったことを引き続きしっかりとやっていく。これは意識の問題もございまして、来年からすぐ、それがぱっと少子化対策につながってくるというのなかなか難しい部分もあろうかと思っておりますけれども、そういったところでやっていきたいというふうに考えております。

来代委員

だから、金を使いよんだからね、それぐらいの、来年からでもつながるぐらいのことやってほしいし、それができのだったら、やっぱりこの答弁は女性課長だったらもっといい答弁になったかもわからんのですけども、それは県の都合だから言いませんけども。やっぱり女性の皆さんの気持ちで、女性にこれは中心で頑張ってもらって、そして女性が、もっとこういう社会でなきゃいかん、こういう現状でなきゃいかん、そういう機会を多くできるようにすばらしい、この予算が要ってもやね、すばらしいこの男女共同参画社会づくりの推進がほんまにすばらしいものになるように、きょうからでも力を入れて取り組んでくださいよ、松井部長さん。これは、課長に任さんと部長中心にお願いしますよ。

松井県民環境部長

ありがとうございます。

少子化対策につきましては、県民環境部のみならず、保健福祉部初め部局横断的に取り組んでいるところでございます。私ども、できる限り頑張ってまいりたいと考えております。

#### 松崎委員

決算認定に当たっての総括的な説明のときに、きょうは小川会計管理者、阿部次長さんもいらっしゃるんですけども、各部が持っている予算で、県民環境ということで県民との連携があって、いろいろ補助をした、こうしたああしたっていう事業内容が書かれているんですけども、一方的に補助金を交付して、その団体ですべての会計処理がされているという場合も当然あるでしょう。私が前回、小川会計管理者にお伺いしたのは、実はそういう団体にあっても、県の部局と大変つながりが深く、団体の会計関係をお預かりして事務局のお世話をしているというケースは、会計の今回の決算の枠とか、監査の枠からはどうなってるんですかということ聞いたんですけども、そういうところは、県民環境部ではどうなっておりますか。幾らか、何ぼかのそういうことを預かってる課があるのかどうかとか、それから、その会計処理はどうなってるのか。

#### 成尾統計調査課長

私ども統計調査課におきましては、徳島県統計協会という組織を持っております。これにつきましては、県から補助金とか何も出ていないんですけども、県民手帳の販売でありますとか、県の関係の統計誌の発行でありますとか、そういうもの、もしくは特別会員といたしまして、企業とか団体が入っていただいておりますけれども、そこに対する会費というので運営をいたしております。この会につきましては、会長は県民環境部長がしております、会員は県下の市町村が会員になっております。それで、民間企業は特別会員ということで運営しております、その会計の話ですけども、当然、予算、決算につきましては、総会を開きまして、そこで承認をもらっております。また、総会の前には、監事を決めております、それは大体2市町なんですけれども、毎年決まっております、そちらのほうで監査をしていただきまして、そしてお金の出し入れ等を見ていただきまして、それを総会に報告していただく。それを総会で承認をいただいて使っていくということでございます。

また、具体的にお金の出し入れのことなんですけれども、通帳をつくりまして、それに入金がございます、会費等ですね。それと、支出の場合は当然担当者、実はこれプロパーの職員、これは臨時職員ですけども、1名おまして、そちらが立案して、あとのメンバーは県の職員が職務免除でかかわっておりますけれども、それで決裁をしまして、お金を出していると。その場合も、例えば通帳の判については、事務局長が預かっております、通帳はまた別の職員が管理をしているというふうに分離して管理をしておりますので、できるだけ不正のないような取り組みをいたしております。

以上でございます。

#### 東端県民環境政策課長

委員から県民環境部におけます会計事務、県費の通常の手続以外に県で会計処理を行っているような団体等があるんでないかという御質問でございます。

今、統計調査課長から御回答申し上げましたけれども、徳島県の統計協会を含みまして、県民環境部では14の団体、協議会あるいは実行委員会、そういう任意の集まりを持ってございます。これは一般の会員の方々からの会費等々をいただいて運営しておるところでございます。

今、統計協会のお話を統計調査課長から申しあげましたけれども、事務に当たっては、複数の職員が会計の事務処理に当たる等々のチェック体制をそれぞれの課でとって、遺漏のないように努めているところでございます。

松崎委員

県民環境部では、14のいろいろな協議会、実行委員会などの会計事務局を預かっているということのようです。

前回指摘したのは、今、確かに監査の仕組みとか内部牽制といいますか、そういう意味で通帳と決算を分けるとか、そういう当然やらなければならない内部統制はできていると信じておるんですけども、県民環境部で14あるということになると、他の部局もあるんじゃないかなという予測をするんですが、どんなんですか、小川会計管理者。これはもう部局に任せておいていいのか、そういうリストは会計管理者のところで把握しておく必要が、私はあるんじゃないかなと思うんですが。もしものときですよ。時々、よそでも起きて大きな問題になっておりますけども、不正があったと、不祥事があったといったときには、県全体の責任を問われるわけです。そういうこととかを考えたときに、会計管理者のところでちゃんとそれはつかんでおくという必要性はどうでしょうか。

小川会計管理者

松崎委員から各実行委員会であるとか、協議会であるとか、そういうのをつかんでおくべきでないかというふうなお話がありました。

県民環境部のほうでは、ただいま14というふうな答弁もあったわけですが、各部局におきましては、それぞれのところで、ある程度の数の団体とか協議会、または実行委員会と、こういったものも把握しとると考えられるところでございます。

それぞれの団体の会計の仕組みというのは、団体ごとに異なっているところもあろうかと思います。また、監査の方法等につきましても、ただいま統計協会の例を挙げまして、統計調査課長のほうから説明がありましたけれども、それぞれの団体において監査制度、こういったものも活用して適正に管理がされているというふうに理解をいたしておるところでございますので、その団体の適正な会計管理というものにつきましても、関係する部局の担当課のほうから適切に御指導いただきたいと、こういうふうに考えているところでございます。

松崎委員

例えば、統計協会の場合は、市町村が会員になっておられると。これは市町村の恐らく税金でしょうね。そこから出資されて、メンバーに入っていると。また、企業の方も入っておられるというような話があって、それぞれ公金としての性格を持つてらるんだらうと思うんですけども、そういったとき、さらには統計協会のメンバーも県の補助金はないんだということなんですけども、他の14団体の中で、ここではあえてどこが補助金があるかどうかというのは言いません。適正に監査、管理されてるという答弁なんですけども、リストぐらいはね、中身まで立ち入るか立ち入らないかというのは次の段階があるかもしれないんですけども、前回聞いたときはリストも全然、

会計管理のほうは持ってないというお話で、我々にもリストは全然出てきてないんですよね、そういう状況っていうのは。そこら辺のやっぱりリストぐらいは持って、集中的にどの程度そういう会計が県としてあるのかというのは把握されてはいかがかないというふうに思うんですが、どうでしょうかね。

小川会計管理者

前回の御質問のときにもお答えさせていただいたわけですが、関係する団体の中におきまして、ある一定の規模以上の、県が関与している団体につきましては、監査事務局からの監査というふうなものもやってるわけでございます。ただ、どういう団体があるというのは正直私ももつかんでいるところではございませんので、そういったものがどこまで必要かというふうなものは十分精査する必要もあろうかと思っておりますので、そういうことも含めて考えてみたいと思っております。

松崎委員

急な質問だったのであれかもしれませんが、監察局などとも相談をいただいて、皆さん善意でそれぞれ事務局を担当されてお世話されているということを私は信じておりますけども、万一そういうリスクが発生する可能性はないわけではないといったときに、そんなことだったのかと言われぬように、やっぱりどこかが把握しておく必要があるんじゃないかなと。

再度言いますけど、県民環境部のところで14程度あるという話もありますし、現実にも前回も言いましたけども、例えば義援金なんかだったら、県民の善意をお預かりしているところなんで、会計管理者には通らないし、監査のシステムはよくわからないというようなことがあって、やっぱり信頼が一番大事ではないかなと思っておりますので、どこが把握するかは別にして、監察局がするのか、もしくはもうそんなもん必要ないという判断されるのかあれですが、ぜひ、どの程度こういう団体があって、やってるかということぐらいは把握しておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので、指摘とあわせて要望もしておきたいと思っております。

それで、次に、5ページには、先ほど国民体育大会の補助を4,400万、前年は千葉大会であったようですが、それから冬季大会などにも参加して4,400万ということになるんですが、例えばこの補助金っていうのは、徳島県体育協会のほうに一括して補助されるんですか、各競技ごとに振り分けられるんですか、どんな仕組みになってるんでしょう。

丸岡県民スポーツ課長

この補助金につきましては、体育協会のほうに補助金としていきまして、体育協会のほうで各競技団体にいくようになっております。

松崎委員

体育協会の会長さんというのは今知事さんですよ。そうすると、1つには、以前、たしか私が議員になったときに、これまではスポーツ普及振興っていうのは県の教育委員会に事務局があって、別の方が協会の会長さんをされてたのか何かだったような記憶があるんですが、県の部局に移して、まさにもうスポーツの普及振興もしっかりやるんだと、こういう話で県の部局に移されてきたということなんですけど、先ほど指摘があっ



たように、体育大会では、連続して最下位やと、こういう総括的なことが1つあるわけですが、県教委から知事部局へ移行してきたということについての評価についてお聞きしたいと思います。

#### 丸岡県民スポーツ課長

県教育委員会のほうから、県民スポーツ課のほうに1つの移管があったわけですが、前の18年、19年に国体の順位が最下位になったところから、もっとしっかりやっけていこうということになったんですけども、残念ながら今回、また最下位に戻ってしまったわけです。

取り組みとしましては、特にとくしま育ち競技力向上プロジェクトっていう事業があるんですけども、前言われていたのは、体協に丸投げではないかというような御意見もございましたので、しっかりと県民スポーツ課で直轄してやっけていこうということで、その事業をつくって、競技団体と一緒に取り組んでいく必要があるのではないかと考えて取り組んでまいったところでございます。

この、とくしま育ち競技力向上プロジェクトにつきましては、21年度より直轄で実施し、一貫指導育成プログラム、これらをつくる時に一緒になって競技団体とともにかかわっていき、それから指導者の育成ということでやっているわけですが、中長期的な視点でとらえて、一貫指導システムをつくっていこうというようなプロジェクトでございますので、また長い目で見ていただけたらありがたいと思います。

#### 鎌田文化スポーツ立県局長

この競技力体力向上につきましての御質問でございますけれども、知事部局には、平成20年度から移管してまいりました。それまで、先ほど申しましたように、2年連続で最下位となりました。その後、平成20年度、知事部局になりまして、先ほど言いましたような競技力スポーツ重点強化事業、それから教育委員会とも連携しながらのスポーツ指定校ステップアップ事業、とくしま育ち競技力向上プロジェクトと、そういった事業を展開する中で、平成20年度には43位、それから21年度には40位、それから昨年度は44位、そして今年度は残念ながらという結果になってまいりました。

そういったことも受けまして、知事部局に移管してきて、我々もいろんな事業をやっております。そういったことも含めて、教育委員会それから体育協会、それとあわせて各競技団体ともども原点に立ち返り、こういった原因が何だったんだろうかということも踏まえて、今後の対応を検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

#### 松崎委員

体協丸投げから、県が主体的になってやると、こういうことになったということでございます。しかし、結果だけを見ると出し切れてないといえますか、なかなかうまくいってないんじゃないかなというふうに思うのが1つと、これは決算委員会でございますので、いわゆる知事は公人で体育協会としては補助金を受け取る側になります。一方で予算編成権っていいですか、予算をつくる権限も持っているということで、両方を代表するという、いわば利益相反の関係にあると思うんですけども、ここの処理はどうされとんですか。

丸岡県民スポーツ課長

徳島県体育協会への補助金について、知事が会長であることで利益相反の問題点はないのかというような御質問でございますが、民法第108条は同一の法律行為については、相手方の代理人となり、または当事者双方の代理人となることはできないと定め、自己契約及び双方代理を原則として禁じております。委員御指摘の徳島県からの財団法人徳島県体育協会への補助金、委託金についても、民法第108条が類推適用されることから、徳島県体育協会において、会長の権限を委任状により徳島県体育協会専務理事に委任し、双方代理による契約とならないように事務処理を行っており、問題はないと考えております。

松崎委員

民法上のことはクリアしてるんだということなんですけれども、しかし一方では、やっぱり予算を組むという絶大な権限を知事が持つてる。そして、体育協会の会長であると。こういう立場は紛れもないことなんです。それからもう一つ、何とかこれまでの徳島県のスポーツを振興させ、全国的にも成績を上げたいということで、県部局に来たけども、これもまた、余り芳しくないという状況になっておりますけども、こちら辺あわせてどのように評価されますか。

鎌田文化スポーツ立県局長

確かに体育協会の会長としまして知事が就任しております。県からお金が来てるっていうわけなんですけれども、体育協会の中での意思決定というのは、当然、その中での総会、その中には理事会、それと評議会、そういった中で議論し、予算の配分っていうのは適正に行われていると思っております。

それで、その結果、各競技団体への競技力向上の支援という形になっているわけなんですけれども、それがどういふふうに効果的に結果として使われているのかという部分については、結果として最下位という順位をいただきましたので、そういった点についてさまざまな原因が考えられると思います。先ほど、児島委員のほうからも指摘のありましたように、高校における指導者の不足だとか、それから企業との連携、そのほかにもさまざまな要因が考えられると思います。例えば、県人口の低下、それに伴う競技人口の低下、それと子供たちの体力の低下というさまざまな問題もあろうかと思っております。そういった点など、さまざまな視点から考えまして、県、県教育委員会、体育協会、それとスポーツ関係団体としっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

松崎委員

県としては、そこらのいろんな意見も踏まえた対応を要望しておきたいと思っておりますが、あと1点だけ、小川管理者のほうに、この種の、知事でもなくとも副知事であったり、他の部長さんといった方が、補助金を出しているところの代表的な役職についているとか、予算を計上する部局から見れば重要なセクションを担っているという、そういうところはないんでしょうか。把握してるんでしょうか。

小川会計管理者

予算措置につきましては、私どものセクションというんでなくて、企画総務部の財政課を中心といたしまして、それぞれ必要と思われる箇所、また必要な事業なりについての予算措置をしているところでございますので、予算措置の関係する団体というものは、十分把握できるものというふうには理解しております。

松崎委員

総務で聞きます。

杉本委員長

銭、金は言わないので、せめて最下位だけはやめてほしい。

ほか質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県民環境部関係の審査を終わります。(14時05分)